

60. 平成27年度～令和6年度における「裁判員裁判対象事件」、「独自捜査事件」、「知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件」、「精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件」、「公判請求が見込まれる身柄事件で、被疑者の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件（証拠関係や供述状況等に照らし被疑者の取調べ状況をめぐって争いが生じる可能性があるものなど）」、「公判請求が見込まれる事件で、被害者・参考人の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件（被害者・参考人の供述が立証の中核となることが見込まれるなど）」別（最後の項目を除き、それぞれ、一部、全過程の別も）の取調べの録音・録画の実施事件数

1 裁判員裁判対象事件（その余罪事件を含む）

	実施事件数（うち全過程録音・録画件数）	
平成27年度	3183	(2940)
平成28年度	2734	(2553)
平成29年度	2772	(2733)
平成30年度	2603	(2561)
令和元年度	2707	(2693)
令和2年度	2473	(2461)
令和3年度	2194	(2182)
令和4年度	2498	(2493)
令和5年度	3212	(3203)
令和6年度	2846	(2839)

2 独自捜査事件

	実施事件数（うち全過程録音・録画件数）	
平成 27 年度	128	(123)
平成 28 年度	103	(96)
平成 29 年度	83	(83)
平成 30 年度	115	(112)
令和 元 年度	94	(93)
令和 2 年度	67	(63)
令和 3 年度	60	(60)
令和 4 年度	97	(95)
令和 5 年度	64	(64)
令和 6 年度	35	(35)

3 知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件

	実施事件数（うち全過程録音・録画件数）	
平成 27 年度	1071	(777)
平成 28 年度	874	(739)
平成 29 年度	631	(571)
平成 30 年度	469	(437)
令和 元 年度	347	(336)
令和 2 年度	293	(289)
令和 3 年度	264	(259)
令和 4 年度	264	(263)
令和 5 年度	269	(265)
令和 6 年度	266	(261)

4 精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件

	実施事件数（うち全過程録音・録画件数）	
平成 27 年度	2610	(1736)
平成 28 年度	2318	(1762)
平成 29 年度	1858	(1615)
平成 30 年度	1654	(1523)
令和 元 年度	1487	(1407)
令和 2 年度	1193	(1153)
令和 3 年度	1402	(1356)
令和 4 年度	1472	(1448)
令和 5 年度	1444	(1431)
令和 6 年度	1386	(1371)

5 公判請求が見込まれる身柄事件で、被疑者の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件

	実施事件数（うち全過程録音・録画件数）	
平成 27 年度	52419	(30383)
平成 28 年度	74407	(51034)
平成 29 年度	95053	(78401)
平成 30 年度	97314	(84790)
令和 元 年度	98745	(89750)

6 公判請求が見込まれる事件で、被害者・参考人の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件

	実施事件数
平成 27 年度	2217
平成 28 年度	3048
平成 29 年度	3445
平成 30 年度	2845
令和 元 年度	2452

7 4 類型事件以外の事件（被疑者）

	実施事件数（うち全過程録音・録画件数）	
令和 2 年度	92814	(86150)
令和 3 年度	87687	(83021)
令和 4 年度	88048	(84164)
令和 5 年度	96429	(93462)
令和 6 年度	101764	(99578)

8 4 類型事件以外の事件（被害者・参考人）

	実施事件数
令和 2 年度	2902
令和 3 年度	2828
令和 4 年度	2705
令和 5 年度	2710
令和 6 年度	2739

- (注1) いずれも身柄事件が対象であり、事件数は、共犯事件については、被疑者ごとに1件として計上したものである。
- (注2) 裁判員裁判対象事件における被疑者取調べの録音・録画については、否認事件等を含めて試行が拡大されたのが平成23年8月9日からであり、令和元年6月1日より、改正刑事訴訟法の施行を受けて、裁判員裁判対象事件について、録音・録画が原則義務化されている。
- (注3) 独自捜査事件の被疑者取調べの録音・録画については、平成24年11月から、特別捜査部・特別刑事部以外で取り扱う独自捜査事件にも試行の対象が拡大されている。なお、令和元年6月1日より、改正刑事訴訟法の施行を受けて、検察官独自捜査事件について、録音・録画が原則義務化されている。
- (注4) 項目5及び項目6については、令和2年度から項目7及び項目8のとおり調査対象を変更した。なお、項目7においては、被疑者として逮捕・勾留されておらず別事件による起訴後勾留中の状況下で被疑者の取調べの録音・録画を行った場合の件数は含んでいない。